

平和への想いを未来につなぐ事業実施業務委託仕様書

I 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

平和への想いを未来につなぐ事業実施業務

(2) 委託業務の目的

戦没者等の御遺族の戦争の記憶や平和への想いを未来につなぐことを目的として、中学生・高校生世代が佐賀県遺族会の「語り部」の話を聴き及び佐賀にゆかりの戦跡等を巡ることで、過去の戦争の犠牲において現在の平和があることを心に刻み、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識する事業を実施する。

そのために必要な準備、学習やツアーの実施等事業運営に関する業務を委託する。

(3) 履行場所

佐賀県及び沖縄県の佐賀県ゆかりの戦跡等

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火曜日）まで

(5) 契約方法

条件付一般競争入札

(6) 事業概要

実施時期：令和8年2月～3月

対 象：佐賀県内の中学生・高校生 19名

県内学習：令和8年2月7日（土曜日）

佐賀県内で実施（1日）

- ・佐賀市内の会場で語り部や戦争経験者の話を聞く

- ・佐賀市、鳥栖市の戦跡巡り

※佐賀市を出発地として移動は貸し切りバスを使用すること

※バスガイドの手配は不要

※語り部や戦争経験者の手配は社会福祉課で行うため派遣費用等の見積は不要

※語りを聞く会場は社会福祉課で手配を予定しているが、当日の会場設営や実施にかかる業者側の人件費等の諸費用は見積をすること

※昼食として1500円以内の弁当を県内学習人員22人分用意すること

県外学習：令和8年3月28日（土曜日）・29（日曜日）

沖縄県で実施（1泊2日）

- ・（必須）「はがくれの塔」（沖縄県糸満市摩文仁）訪問

- ・（必須）「平和の礎（いしじ）」（沖縄県糸満市摩文仁）訪問

- ・その他、沖縄県の戦争関連施設を1～2か所訪問

- 「沖縄県平和祈念資料館」（糸満市）

- 「ひめゆり平和祈念資料館」（糸満市）等

- ・現地学生との平和交流時間をつくる
 - 戦跡等を一緒に巡る、平和について語り合う
- ・感想や平和について考えたことをレポートにしてもらう
- ※佐賀駅から福岡空港までの移動は貸し切りバスを使用すること
- ※佐賀駅から福岡空港までの貸し切りバスはバスガイド不要
- ※佐賀駅から福岡空港までは高速道路を使用可とする
- ※沖縄での移動は貸し切りバスを使用すること
- ※沖縄での貸し切りバスにはバスガイドをつけること
- ※行程に必要な駐車場代を見積もること
- ※中学生・高校生の宿泊はツインを基本とするが、ツインで対応できない一人分はシングルまたはトリプルの組み合わせで安価なものを業者側で選択すること
- ※1日目・2日目の昼食代には、県外学習人員23人に沖縄の生徒（5人分）を含めた28人分見積すること
- ※入館料は以下の施設を見積もることとし、県外学習人員23人に沖縄の生徒（5人分）を含めた28人分見積すること
 - 「沖縄県平和祈念資料館」（糸満市）
 - 「ひめゆり平和祈念資料館」（糸満市）
 - 「首里城公園」（那覇市）

2 委託業務内容

- (1) 県内学習、県外学習の実施に関すること
 - ・県内学習・県外学習の会場設定、設営、実施、関係団体との連絡調整
 - ・県内学習・県外学習の構築、実施
 - (2) レポート回収に関すること ※諸経費を見積すること
 - (3) アンケートの実施に関すること ※諸経費を見積すること
- ※内容はすべて、社会福祉課との調整により行う

3 人員

○県内学習 22人

- (1) 中学生・高校生 19人
- (2) 講師（遺族会員）1人
- (3) 社会福祉課職員 2名

○県外学習 23人（佐賀県から参加する人員）

- (1) 中学生・高校生 19名
- (2) 看護師 1名
- (3) 講師（遺族会員等）1名
- (4) 社会福祉課職員 2名（ただし、職員2名分の航空券・宿泊費は見積書には含めない）

4 費用

- (1) 県外学習の往路、帰路の起点を佐賀駅とする。
- (2) 県外学習での保険料は、県外学習人員に併せて沖縄の生徒（5人分）も含める。
- (3) 沖縄での交流会費用・入館料は、県外学習人員に併せて沖縄県の生徒（5人分）を含める。

5 業務終了後の提出物

業務が完了したときは、令和8年3月31日（火曜日）までに委託業務完了報告書（様式任意）を提出すること。その際、適宜写真を添付すること。

6 業務上の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、参加者人数、学習内容の変更により仕様内容に変更が生じた場合は、委託者と協議の上、増減額等による契約変更を行うこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない仕様がある場合は、委託者と協議の上定めるものとする。
なお、軽微なものについては、委託者の指示によること。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を遂行する上で必要がある場合には、委託者と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する事項を定める。